

2015年10月2日 全4頁

確定！犯収法の施行令、施行規則の改正内容

本人確認等に係る犯罪収益移転防止法の2014年改正関連

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- マネー・ローンダリングの防止等のために銀行、保険会社、金融商品取引業者（証券会社等）などの事業者により行われる、本人確認等に関連する法律が改正され、施行が予定されている。
- 2014年11月19日に成立した「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」がそれである。
- この法改正に関連する政令等の改正案が、2015年6月19日に公表されていたが、同年9月18日には、関連する政令等の改正内容が確定した。
- これらの改正は、2016年10月1日から施行されることに決定した。

マネー・ローンダリングの防止等を目的として、銀行、保険会社、金融商品取引業者（証券会社等）などの事業者による顧客等の取引時確認（いわゆる本人確認など）、確認の記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の制度を定めた法律である、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（**犯罪収益移転防止法**もしくは**犯収法**と呼ばれることもある）に関連する法令の改正作業が進展し、施行まで1年を切っている。

1. 改正法成立

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「**改正法**」）^(注1)が2014年（平成26年）11月19日に成立し、同月27日に公布された。なおこの改正法の大部分の施行は、公布の日（2014年11月27日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日からとされているが、後記「3」の通り、施行日を定める政令が公布され、2016年（平

成 28 年) 10 月 1 日と決定した。

(注 1) J A F I C (警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課の犯罪収益移転防止対策室) の以下のウェブサイトの「新規制定・改正法令・告示」の項を参照。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm>

また、以下のレポートも参照。

・「本人確認等に係る犯収法の 2014 年改正」(2015 年 1 月 15 日、堀内勇世)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150115_009341.html

2. 関連する政令等の改正

改正法の施行に向けて、関連する政令等の改正作業が行われた。

(1) 改正案公表、意見募集

2015 年(平成 27 年)6 月 19 日に「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」(以下、「**整備令案**」)及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案(仮称)」(以下、「**改正命令案**」)など、つまり関連する政令等の改正案が公表され、この関連する政令等の改正案に対する意見が募集された(意見募集は 2015 年 7 月 18 日まで)^(注 2)。

(注 2) 関連する政令等の改正案については、以下のレポートを参照。

・「**犯収法の施行令、施行規則の改正案について**」(2015 年 7 月 29 日、堀内勇世)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150729_009969.html

(2) 改正内容の確定

この意見募集を経て、2015 年 9 月 18 日には政令等が公布された^(注 3)。整備令案や改正命令案に対応するものとして、以下のものが公布されている(なお、これら以外のものも公表されている)^(注 4)。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（以下、「**整備令**」）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（以下、「**改正命令**」）

（注3）2015年（平成27年）9月18日付官報「号外第214号」参照。

（注4）整備令、改正命令などについては、JAFIC（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課の犯罪収益移転防止対策室）の以下のウェブサイトの「新規制定・改正法令・告示」の項も参照。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm>

また、同日、『犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案』等に対する意見の募集結果について」（以下、「**募集結果**」）も、公表されている^{（注5）（注6）}。

（注5）募集結果は、JAFIC（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課の犯罪収益移転防止対策室）の以下のウェブサイト参照。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

（注6）募集結果には、別紙1『犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案』等に対する御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について」が添付されている。この別紙1には、改正内容を理解するうえで参考となる記述が存在する。

整備令や改正命令は、募集結果の別紙2「修正点について」を見る限り、技術的な変更を除き、案の段階（整備令案や改正命令案）から大きな変更はないようである^{（注7）}。

（注7）技術的な変更以外にも、多少、内容に係る変更も存在している。例えば、マイナンバー制度における「通知カード」（個人番号の本人への通知等だけを目的としたカード。「個人番号カード」とは別物）を、本人確認書類から除外するなどの変更である。

3. 施行日

2015年9月18日には「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」も公布された^{（注8）}。これを受けて、改正法、整備令、改正命令の原則的な施行日は、2016年10月1日と決定した。

（注8）2015年（平成27年）9月18日付官報「号外第214号」参照。

4. 犯罪収益移転危険度調査書

改正法による改正後の「犯罪収益移転防止法」3条3項では、国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者（取引時確認（いわゆる本人確認など）などの義務を課される事業者）その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した「**犯罪収益移転危険度調査書**」を作成し、公表するとされている。

この「犯罪収益移転危険度調査書」が、2015年9月18日に公表された^(注9)。

(注9) 2015年9月18日に公表された「犯罪収益移転危険度調査書」については、JAFIC（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課の犯罪収益移転防止対策室）の以下のウェブサイト参照。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

なお、この案（「犯罪収益移転危険度調査書(案)」）は、2015年6月19日に公表され、同年7月18日まで意見募集が行われていた。その意見募集の結果（『犯罪収益移転危険度調査書(案)』に対する意見の募集結果について）が、同年9月18日に公表されている^(注10)。

(注10) 2015年9月18日に公表された『犯罪収益移転危険度調査書(案)』に対する意見の募集結果については、JAFIC（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課の犯罪収益移転防止対策室）の以下のウェブサイト参照。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>